

令和8年1月（第12回）役員会議事要旨

日 時 令和8年1月29日（木）13:32～14:41

場 所 ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を利用

出席者 8/8

那須学長、三村理事、菅理事、前田理事、小代理事、阿部理事、佐藤理事、藤原理事

陪席者 松本監事、小原監事、豊岡副理事

○ 議 事

1 審議事項

(1) 第4期中期計画の変更について

三村理事から、資料1に基づき、令和8年度に実施する医学部医学科に係る入学定員増員8名（令和8年度入学定員に限る）、法学部に係る入学定員減員17名、経済学部に係る入学定員減員35名及び農学部に係る入学定員増員22名に伴う第4期中期計画別表1（学部、研究科等及び収容定員）における収容定員数（第4期中期計画期間末（令和9年度末）時点）の変更について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、本件は、1月30日（金）までに文部科学省あてに提出することとした。

(2) 未来医療創発研究所の設置及び中性子医療研究センターの廃止について

三村理事の指名により、豊岡副理事から、資料2に基づき、本学の掲げる「強みの研究分野及び最重点研究分野として医学・ヘルスケア分野を指定し、社会実装とイノベーション創出を推進する」方針における中核拠点として、RI精密医療創発コア、前臨床動物モデル創発コア及び臓器創生創発コアの三つのコアの協働による相乗効果を核とする未来医療創発研究所の設置と、それに伴う中性子医療研究センターの統合・廃止について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

(3) 本学の目指す方向性の整理について

三村理事から、資料3に基づき、本学の目指すべき方向性については、MVVS（Mission：組織の果たすべき使命・存在意義、Vision：組織が中長期的に目指す理想像、Value：組織が大切にしている行動指針、Strategy：ビジョンを実現するための具体的な手段）として整理し、そのうちMission及びValueについては、執行部の作成した案に対する全学アンケートを実施の上、その回答を踏まえて決定することとしていた旨の説明があった。

関連して、文部科学省が11月に取りまとめた国立大学法人等改革基本方針において、第5期中期目標期間に向けた組織・業務等の見直しをはじめとする改革の方向性が示されたこと、また、その中で、各国立大学法人自らが重視するミッションを特定・明確化し、その実現に向け、強化すべき機能や具体的アクションを示すことが求められていること等について、説明があった。

こうした背景や全学アンケートの結果を踏まえたMission（案）、同説明文（案）、Value（案）、修正後のMVVSを踏まえた本学の目指す方向性（案）が示されるとともに、本学の理念・目的・目標・戦略等の全体整理（「岡山大学の理念・目的」のMission

への再構築、「国立大学法人岡山大学の運営基本理念」及び「岡山大学の目標」の廃止)について提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

(4) 令和7年人事院勧告への対応について

三村理事から、資料4に基づき、令和7年人事院勧告については、民間給与との均衡を図るため月例給及び賞与ともに引き上げる結果となっており、国の政策として賃上げが推進されていること、諸物価等高騰の中、教職員の生活水準を維持する必要性、若手を含めた優秀な人材確保等の観点からの賃金上昇の必要性等の理由から、本学の対応として、俸給表(全体平均+3.3%)及び賞与(年間+0.05月分)について人事院勧告に準拠することとし、俸給表は令和7年4月に遡及、賞与は令和7年12月期に遡及して改定する旨の説明があった。

年俸制については、原則として人事院勧告の影響を受けない給与制度であることから、当分の間、改定を行わないこととしているが、平成31年4月導入の新年俸制については、月給制と同様に改定を行い、令和8年4月から適用する旨の説明があった。

続いて、その他手当に関する人事院勧告について、①地域手当の支給地域見直し(岡山市3%⇒4%。令和8年4月適用)、②宿日直手当の引き上げ(令和7年4月遡及適用)、③通勤手当の引き上げ(令和7年4月遡及適用)は人事院勧告に準拠することの説明があった。④通勤手当の距離区分の新設、⑤駐車場等の利用に対する通勤手当新設、⑥通勤手当の支給方法の見直しについては、本学の給与制度として適切であるか引き続き慎重に検討の上、改めて3月の本会議に諮る方針である旨の説明があった。

次に、小代理事から、本学の財務状況について、令和7年度運営費収支見込及びそこから的人事院勧告影響額の差引額、本学の中期的な収支見込等に関する詳細な説明があった。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

(5) 諸規則の改正について(人事院勧告関係)

三村理事から、資料5に基づき、以下の規則に係る一部改正について、改正理由及び改正内容の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

- 1 国立大学法人岡山大学職員給与規則
- 2 国立大学法人岡山大学役員給与規則
- 3 国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与規則
- 4 国立大学法人岡山大学非常勤職員就業規則
- 5 国立大学法人岡山大学再雇用職員就業規則
- 6 国立大学法人岡山大学契約職員就業規則

(6) 諸規則の改正について(テニユア・トラック制関係)

三村理事から、資料6に基づき、国立大学法人岡山大学のテニユア・トラック制に関する規則の一部改正について改正理由及び改正内容の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

2 報告事項

(1) 所有権移転登記請求事件について（陪席制限）

学長から、所有権移転登記請求事件に係る複数の判決がすべて出揃った旨の説明があり、続いて、小代理事から、資料（画面共有）に基づき、経緯等の詳細と判決内容について、報告があった。

以 上